委託業務特記仕様書（令和元年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

第１条　本業務は，「徳島県測量作業共通仕様書　平成２１年４月」，「徳島県設計業務共通仕様書　平成２１年４月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２１年４月」に基づき実施しなければならない。なお，これらに定めのないもので，港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。

２　ただし，共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書，指針等は改定された最新のものとする。なお，業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

第２条　「徳島県測量作業共通仕様書　平成２１年４月」，「徳島県設計業務共通仕様書　平成２１年４月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２１年４月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は，次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお，入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県ＨＰ）：「委託業務共通仕様書について」

https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099

（共通仕様書の読み替え）

第３条　「徳島県測量作業共通仕様書　平成２１年４月」，「徳島県設計業務共通仕様書　平成２１年４月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書　平成２１年４月」において，「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と，読み替えるものとする。

（ウィークリースタンス）

第４条　本業務は，ウィークリースタンス（受発注者で１週間のルール（スタンス）を目標として定め，計画的に業務を履行する）の対象業務であり，次の各号に取り組まなければならない。

（１）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

（２）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）

（３）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

２　前項第１号は必ず実施するものとし，第２号及び第３号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお，前項第１号から第３号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

３　ウィークリースタンスとして取り組む内容は，初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し，受発注者間で共有する。

４　受発注者は，中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

５　ウィークリースタンスの取組は，業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（本業務の特記仕様事項）

第５条　本業務における特記仕様事項は，次のとおりとする。

１　本業務は，国土交通省の「道路トンネル定期点検要領（平成３１年２月）」に基づき行うものとする。

２　業務内容

（１）計画準備

点検に必要な資料の収集・出力，業務計画書及び実施計画書作成，現地踏査，及び関係機関との協議資料作成等を行う。

１）計画準備

貸与された資料及び現地踏査結果より業務計画書及び実施計画書の作成を行う。

２）資料収集整理

業務計画書及び，詳細なトンネル毎の点検計画となる実施計画書等の作成に必要な関連資料等の収集を行う。

３）現地踏査

定期点検に先立って現地踏査を行い，トンネルの変状等の発生状況を把握する他，トンネルの立地環境，交通状況，交通規制の要否，近接手段等について現場の概況を調査して記録（写真撮影含む）する。

４）関係機関協議

定期点検において必要な関係機関との協議用資料，説明用資料の作成を行う。

（２）状態の把握（点検）

１）「点検要領」に基づき，トンネル点検車等を用いて，トンネル本体工及び付属物等の取付状態を近接目視（必要に応じて行う打音検査や触診，応急措置等を含む）にて行う。

２）うき・はく離箇所のハンマーによる撤去，取付金具類のボルトの増し締め，がたづきのある照明灯具の番線固定等の点検作業時に実施する応急的な措置を行う。

３）０≦Ｃ≦０．１を初期設定としているが，点検終了後，実際のひび割れ密度に基づき精算するものとする。

（３）健全性の診断

１）状態の把握と次回定期点検までの間の装置の必要性について総合的な診断を行う。

トンネル本体工の変状を外力，材質劣化，漏水に区分して，材質劣化または漏水に起因する変状はそれぞれの変状毎に，外力に起因する変状は覆工スパン毎に整理して，道路トンネル毎の健全性の診断を行う。

２）変状毎及び覆工スパン毎に得られた外力，材質劣化，漏水に関する各変状のうちで最も評価の厳しい変状等の評価を採用し，その覆工スパン単位での健全性とする。さらに各トンネルの各覆工スパン単位での最も評価の健全性を採用し，そのトンネル単位の健全性とする。

３）付属物等の取付状態に対する判定（以下，異常判定）は，定期点検を行う者が現地にて判定区分を用いて行う。

（４）報告書等作成

１）報告書の作成

点検業務の成果として，作成した資料や定期点検記録様式等のとりまとめを行う。

２）定期点検記録様式の作成

状態の把握（点検）および健全性の診断をもとに定期点検記録様式をMicrosoft Excelにて作成し記録するものとする。

また，必要に応じて道路管理者が保有するトンネル台帳等の記載事項を補完するために，現地計測を行う。

なお，Microsft Excelで作成した定期点検記録様式については，電子媒体でも納品すること。

（５）打合せ協議

打合せは，業務着手時，各作業の中で主要な区切りの時点及び成果品納入時に行う。

１）業務着手時

業務計画書等をもとに，調査方法，内容等の打合せを行うとともに，トンネル点検に必要な資料等の貸与を行う。

２）中間打合せ

現地踏査時終了時あるいは現地での点検終了時等の区切りにおいて，中間打合せを１回行うことを標準とする。中間打合せが２回以上必要な場合は，その回数について計上する。

３）成果納品時

成果品のとりまとめが完了した時点で打合せを行うものとする。